

# 令和8年度 上大野小学校いじめ防止基本方針

## 1 水戸市いじめの防止等の対策に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

- |   |             |
|---|-------------|
| み | みんなで話し合い    |
| と | ともに勇気を持ち    |
| し | 信頼し合える仲間づくり |

## 2 上大野小いじめの防止等の対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめ」とは何か、いじめは心身にどのような影響を及ぼすかを児童が正しく理解できるようにするとともに、児童間でのいじめを把握し、放置せず、解決に向けて最大限の努力をする。また、いじめを防止する対策を行う。

### (2) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめに加担したり、傍観したりすることも行ってはならない。

### (4) 学校及び職員の責務

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

## 3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) いじめ防止のための基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、適切な手段を講じる。
- ④ いじめを把握した場合には、当該児童の安全を保障するとともに、その早期解決のため、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥ いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。
- ⑦ 保護者への啓発を進め、家庭との連携を強化する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議」及び「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

いじめ防止対策委員会：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任  
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、  
(必要な場合) スクールカウンセラー、福祉関係専門家、  
学校運営協議会委員 総研指導主事 等

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談、こころの健康観察）。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

いじめ防止対策委員会：月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) 連携を図る関係機関

- ア 教育委員会
- イ 児童相談所
- ウ 所轄警察署
- エ 心理・福祉・法律等の専門家

#### 4 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 組織的な生徒指導の充実

- ・いじめ防止対策委員会等を中心に、いじめの未然防止のための年間指導計画を策定する。
- ・弱い者いじめや卑劣なふるまいをしない、それを見過ごさないことの指導に組織的に取り組む。
- ・いじめ防止に資する、児童が自主的に行う委員会活動等に対する支援を行う。
  - キッズタイム（縦割り班あそび） ○あいさつ運動
  - ピカピカタイム ○いじめ防止スローガンの募集
  - いじめストップ！！集会
- ・居場所づくりと絆づくりへの支援の充実
  - 自己存在感の感受 ○共感的な人間関係
  - 自己決定の場 ○安心安全な風土の醸成

イ 学級経営の充実

- ・児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・分かる、できる授業の実践を通し、児童一人一人が成就感や充実感をもてるように努める。

- ウ 人権感覚や意識の高揚を図る教育活動の充実
  - ・ 道徳教育を通し、児童の自己肯定感を高めるとともに、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
  - ・ 体験活動、縦割り班活動を通し、豊かな情操と対人交流能力の素地を養い、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
  - ・ 人権教室やいじめ防止教室などの啓発授業を実施する。
- エ 保護者、地域との連携強化
  - ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、地域の教育力を生かした教育活動を計画的に行う。
- オ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
  - ・ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を充実させる。
- カ 学校相互間の連携協力体制の整備
  - ・ 中学校や幼稚園、保育所や放課後学級と情報交換や交流学习を行う。
- キ 教職員の資質向上
  - ・ いじめに対する認識を深めるための教職員の研修を充実させる。
  - ・ 年度始めには、全職員で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
  - ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
    - ・ 児童対象いじめアンケート調査（月に1回）
    - ・ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（随時）
- イ 校内オンライン相談窓口の設置（1人1台端末のアンケート機能の活用）
  - ・ 校内オンライン相談窓口に寄せられた児童からの相談事項について、生徒指導主事、担任が内容を把握し、いじめ防止対策委員会等組織で対応する。
- ウ いじめ相談体制
  - ・ 教育相談に関する職員研修を行い共通理解を図る。
  - ・ 「いじめアンケート」後等、必要に応じて学級担任により教育相談を行う。
  - ・ スクールカウンセラーや養護教諭との教育相談を設定し、児童、保護者、教員の教育相談の充実に努める。
  - ・ 県「いじめ、体罰解消サポートセンター」、 「いじめをなくそうネット目安箱」の周知を図る。
- エ 心の変化を可視化、蓄積するための措置
  - ・ 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用し、日々の心の変化を可視化、蓄積を図る。

(3) いじめの早期解消のために

「いじめ解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、解消と判断する。

- ア いじめに係る心理的、物理的な影響を与える行為が3か月間止んでいること
- イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと・・本人及び保護者に確認をすること

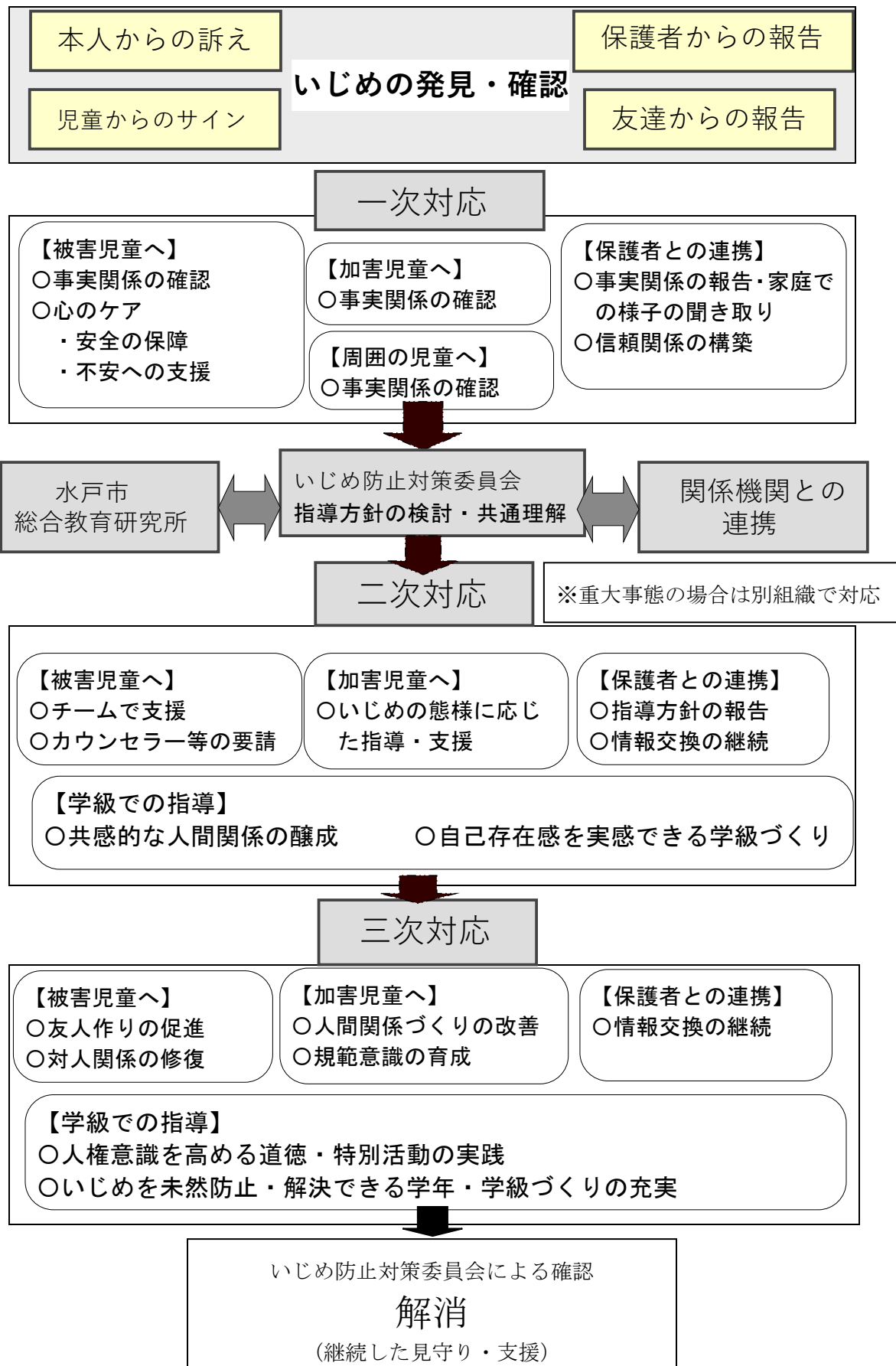
ア いじめの把握時の対応

- ・いじめ（疑いを含む、以下同じ）を発見した場合、教職員は直ちにその行為を止めさせるとともに、いじめ防止対策委員会に速やかに報告し、組織として「イ」の対応を行う。いじめに係る情報の報告・相談を児童や保護者から受けた場合も同様に、速やかに組織として対応する。

イ いじめの把握後の対応

- ・速やかに内容の確認を行う。その際、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を全力で守ることを伝え、安心して事実を話せるように配慮する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられる措置を講ずる。
- ・解消に向けた取組に改善が見られない場合は、再度いじめ防止対策委員会を開いて計画を修正・実行する。
- ・いじめが解消したと思われる後も、被害者と加害者の保護者と連携を図りながら、児童の様子を注意深く観察する。
- ・いじめを行った児童への指導及び支援だけでなく、必要に応じて学級・学校全体で集会等を行い、いじめの再発防止に努める。
- ・必要に応じて、教育委員会及び所轄警察署、児童相談所、心理や福祉の専門家等と連携して対処する。**特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察と連携して対処する。**
- ・一連の経緯について教職員間で十分な共通理解を図り、再発防止に生かす。

〈いじめ問題への対応の順序〉



## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安)

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

※被害児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。

### (2) 重大事態が発生した場合の対処

ア 重大事態が発生した旨を、水戸市教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとり、事案への対応及び再発防止策を講じる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。いじめを行った児童・保護者に対しては、提供する情報についていじめを受けた児童・保護者に確認のうえ、情報提供を行う。

オ いじめを受けた児童の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うこととともにいじめに関与した児童との関係回復のための取り組みに努める。